

遠賀・中間地域広域行政事務組合職員の人事行政の運営等の状況を公表します。

1 職員の給与の状況(令和4年度普通会計決算)

区分	職員数 a	給 与 費				一人当たり給与費 b/a
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 b	
令和4年度	152 人	千円 570,744	千円 157,870	千円 220,970	千円 949,584	千円 6,247

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数です。
 3 給与については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には、当該職員を含んでいません。

2 職員の平均年齢、平均給料月額(令和5年4月1日現在)

一般行政職		技能労務職		消防職	
平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額
45.5 歳	332,500 円	60.5 歳	287,800 円	36.8 歳	297,300 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

3 職員初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区分	組合	国	
一般行政職	大学卒	185,200円	185,200円
	高校卒	158,900円	154,600円
技能労務職	高校卒	151,900円	-
消防職	大学卒	198,500円	-
	高校卒	169,800円	-

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当の支給割合(令和5年4月1日現在)

区分	組合		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期	1.200 月分	1.000 月分	1.200 月分	1.000 月分
12月期	1.200 月分	1.000 月分	1.200 月分	1.000 月分
計	2.400 月分	2.000 月分	2.400 月分	2.000 月分

(2) 退職手当(令和5年4月1日現在)

区分	組合		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分

(3) 地域手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)	362 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	2,384 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
中間市・遠賀郡	0%	152	0%

(4) 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		11,868 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		121,097 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		64.5 %	
手当の種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
高所作業手当	消防職員	梯子車等を使用して高所において警防作業又は建造物等に移乗する訓練に従事したとき(10m以上20m未満)	200円/従事した1日
		梯子車等を使用して高所において警防作業又は建造物等に移乗する訓練に従事したとき(20m以上)	300円/従事した1日
救急出動手当	消防職員(救急救命士)	救急のため出動し、救急現場で救命措置又は患者搬送業務に従事したとき	300円/1回
	消防職員(その他の者)	救急のため出動し、救急現場で救命措置又は患者搬送業務に従事したとき	200円/1回
災害出動手当	消防職員	災害防ぎよのため出動し、警防作業に従事したとき	200円/1回
夜間特殊業務手当	消防職員	正規の勤務時間として深夜において勤務したとき(2時間以上)	650円/1勤務
		正規の勤務時間として深夜において勤務したとき(2時間未満)	410円/1勤務
潜水作業手当	消防職員	潜水用具を装着し、潜水して行う救助作業又は訓練に従事したとき	500円/1回

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	24,558 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	167 千円

(6) その他手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との同異	国の制度と異なる内容	支給実績(令和4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)
扶養手当	配偶者・子以外の扶養親族 6,500円 子 10,000円 満16歳となる年度初めから年度末までに満22歳子1人につき、5,000円を加算	同じ		27,865 千円	275,887 円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額16,000円を超える家賃を支払っている場合、その家賃額に応じ、28,000円を限度に支給	同じ		15,334 千円	300,668 円
通勤手当	○自動車等 通勤のために自動車等の使用を常例とし、通勤距離が片道2km以上であること	一部異なる	2km以上 1km630円	6,600 千円	44,623 円

5 特別職の報酬等の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		給料月額等
給 料	副 管 理 者	月額 627,000円
報 酬	代 表 理 事	年額 238,000円
	理 事	年額 225,000円
	議 長	年額 238,000円
	副 議 長	年額 225,000円
	委 員 長	年額 219,000円
	議 員	年額 207,000円
期末手当	副 管 理 者	年間 2.40ヶ月分 役職加算20%
退職手当	副 管 理 者	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 給料月額×3×勤続年数 7,524 千円 任期满了時

6 職員数の状況(令和5年4月1日現在)

(1) 部局別職員数

部局名	施設名	職員数
代表理事部局	事務所	19人
	曲水苑	9人
	天生園	2人
	リレーセンター	6人
	リサイクルプラザ	2人
	代表理事部局計	38人
消防部局	本部・本署	80人
	芦屋分署	28人
	岡垣出張所	12人
	消防部局計	120人
合計		158人

(注) 1 特別職、臨時職員、非常勤職員、再任用短時間勤務職員は含んでいません。

(2) 一般行政職及び消防職の等級及び職制上の段階ごとの職員数

① 行政職給料表

等級	級別標準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	主事、技師の職	2	6.9	主事	2
				技師	
				計	2
2級	主任の職	2	6.9	主任	2
				計	2
3級	主査の職	10	34.5	主査	10
				計	10
4級	係長、施設長、施設長補佐、主任主査の職	9	31.0	係長	4
				施設長(天生園)	1
				施設長(リサイクルプラザ)	1
				施設長補佐(リレーセンター)	1
				主任主査	2
				計	9
5級	課長、会計管理者、課長補佐、施設長の職	3	10.3	課長(5級)	1
				会計管理者(5級)	0
				課長補佐	0
				施設長(曲水苑)	1
				施設長(リレーセンター)	1
				計	3
6級	課長、会計管理者の職	3	10.3	課長	3
				会計管理者	0
				計	3

② 消防職給料表

等級	級別標準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	下記に掲げる職以外の職	12	10.0	係員	12
				計	12
2級	主任の職	19	15.8	主任	19
				計	19
3級	主査の職	54	45.0	主査	54
				計	54
4級	係長、主任主査の職	27	22.5	係長	26
				主任主査	1
				計	27
5級	課長、副署長、分署長及び室長の職	1	0.8	課長(5級)	
				副署長(5級)	
				分署長(5級)	1
				室長(指令室)	
				計	1
6級	次長、署長、課長、副署長及び分署長の職	6	5.0	次長	1
				署長	
				課長	5
				副署長	
				分署長	
				計	6
7級	消防長の職	1	0.8	消防長	1
				計	1

(注) 1 遠賀・中間地域広域行政事務組合の給与条例・規則に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

7 職員の福祉の状況

- (1) 地方公務員の共済組合制度は、社会保険制度の一環として、相互救済によって組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能率的運営に資することを目的とし地方公務員等共済組合法に基づいて設けられています。遠賀・中間地域広域行政事務組合が加入している福岡県市町村職員共済組合では、その目的を達成するために大きく分けて次の3つの事業を行っています。

- ① 短期給付事業(医療関係等)
組合員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡・休業又は災害に対して、必要な給付を行っています。
- ② 長期給付事業(年金関係)
組合員の退職・障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行っています。
- ③ 福祉事業(健康保持増進事業等)
組合員とその家族の健康教育、健康相談、健康診査などの健康の保持増進事業、組合員に対する資金の貸付け、保健施設の運営などを行っています。

- (2) 地方公共団体は地方公務員法に基づき、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施することが義務付けられています。
遠賀・中間地域広域行政事務組合では、遠賀・中間地域広域行政事務組合職員厚生会が組合から助成を受けて各種厚生事業を実施しています。

(主な事業内容)

健康増進事業、レクリエーション、人間ドック助成、クラブ活動助成、慶弔給付など

(参考)

項目	会員数	会員掛金総額	組合負担金総額	掛金:組合負担割合
令和4年度決算	161 人	4,827,436 円	3,094,294 円	1 : 0.64

- (3) 職員の公務災害補償
職員が公務中や通勤途中の災害によって被災した場合には、地方公務員災害補償法に基づき、療養補償などを行います。直近年度の災害状況は次のとおりです。

(令和4年度実績)

	公務災害認定		通勤災害認定	
代表理事部局	0	件	0	件
消防部局	0	件	1	件
計	0	件	1	件

- (4) 公平委員会からの業務の状況報告
地方公務員はその職務の特殊性から労働基本権(争議権)が制限されています。そのため、地方公務員法に基づき、職員の権利・利益を保護し、その身分を保障するため、条例により公平委員会が設置されています。

(令和4年度実績)

	申立件数			
	勤務条件		不利益処分	
代表理事部局	0	件	0	件
消防部局	0	件	0	件
計	0	件	0	件